

平成 20 年第2回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成20年4月9日 開 議 午前9時30分

日程第1 日程第2	議 長	久元豊議員、白川美智子議員より欠席の届出がありましたので、ご報告をいたします。 ただいまの出席議員は19名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成20年、第2回まんのう町議会臨時会を開会いたします。 招集者であります町長のご挨拶をお願いいたします。
	町 長	皆さん、おはようございます。 本日は桜花爛漫、春たけなわではございますが、年度初めの大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。 本日は専決処分の承認2件、また工事請負契約の締結1件、合計3件の議案を上程させていただいております。よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。
	議 長	ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。 事務局長、久留嶋一之君。
	久 留 嶋 事務局長	ご報告申し上げます。 町長から、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案2件を受理いたしました。次に、町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。
	議 長	以上で、報告を終わります。 議会報告を終わります。
		日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、20番、高木堅君、21番、谷森哲雄君を指名いたします。 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

日程第 3	議 長	これにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、会期は 1 日間と決定しました。 日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認について、まんのう町介護保険条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
	町 長	それでは、ただいま上程されました、議案第 1 号、専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。 このたび国の介護保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、まんのう町介護保険条例の一部改正が必要となりました。これに伴い地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定によりご承認を求めるものでございます。 主な内容といたしましては、介護保険料につきましては、平成 1 6 年及び平成 1 7 年の税制改正により、急激な保険料の上昇を防ぐために、経過措置として平成 1 8 年度と平成 1 9 年度の 2 ケ年について激変緩和を実施してきましたが、その経過措置が平成 2 0 年 3 月 3 1 日にて期限切れとなります。そのため引き続き平成 2 0 年度におきましても、激変緩和措置を実施するために条例の一部改正を行うものであります。ご審議のうえ、よろしくご承認賜われますようお願い申し上げます。
	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし。」) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第 1 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。

日程第 4	議 長	よって、議案第 1 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 1 号 専決処分の承認について、まんのう町介護保険条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 4 議案第 2 号 専決処分の承認について、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	町 長	町長、栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 2 号、専決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。 本年 4 月 1 日からの後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正が必要となりましたので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので同条第 3 項の規定によりご承認を求めるものでございます。 主な内容としては、4 月 1 日からの後期高齢者医療制度の開始により医療分以外に新たに後期高齢者支援金分の課税等が発生するために、税率等の関連事項の改正を行うものであります。
	議 長	ご審議のうえご承認賜われますようお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
	川原議員	川原茂行君。 ただいま、町長から提案理由の説明がございましたが、担当課長より、もう少し詳細にお願いしたらと思いますので、よろしく

川原議員 議 長 加地議員	お願いします。 加地禎君。 今、川原議員からも質問がありましたように、これは全国的に、法の改正いろいろあって、そういういきさつとは思いうndすけれども、これで異議なしということでは、我々、議会議員でおって、いろいろ情報はキャッチいたしておりますけれども、担当課長からもう少し、この本会議で説明を、粗だったところを説明していただき、それで私たちが反対するものではないんですけれども、納得がいくような方法を講じていただきたいと、そのように思います。
議 長 三 好 税務課長	税務課長、三好定君。 説明いたします。 議案第２号の専決処分の承認についての詳しい説明ということでございますので、お答えいたします。 これにつきましては、３月末に国の税制関連法案の絡みということで、地方税法の関連事項がかなり案件ありまして、それにつきましてどうするかということで、国保の税率の一部改正については、地方税法の中に入っておりませんので、その分だけ取り出して、専決処分ということで３月３１日に行わせていただきました。 この内容でございますが、基本的には４月１日から、後期支援部分の課税ということでございますが、現在の国保税を均等割、平等割、それぞれ２千円ずつアップすると。それと、所得割につきましては、８．５％、現在なっておりますが、それにつきましては、０．５％下げて８．０％ということで、均等割平等割の方の比重が高いといえますか、底辺におる人についての２千円ずつアップということでなっておりますが、国保については軽減、７割、５割、２割という軽減がかかりますので、実質、均等割、平等割の方が２千円ずつ上がるといえども、軽減のかかることで、試算いたしますと、１人だいたい１，２００円から１，８００円程度、税が上がると。その代わり、所得がある一定の方につきましては、０．５％下げますので、必然的に所得が高い方につきましては、保険税が下がるということで、調整をいたしております。医療分、後期支援分のそれぞれの所得、資産割、均等割、平等割というのがありますが、その調整の中では、財源といたしましては、アップしたことによって、国保の全体の歳入というのは、６０万から７０万ぐらいな範囲でございます。アップといえども、そう大きい税率、全体的な税率はアップにはなっておりません。一応、軽減がありますので、国保世帯の中で、７割軽減、５割軽減、２割軽減ということで、７割軽減の方が一番多くございまして、先ほど言ったように、２千円ずつアップの中でも、実質４千円上がるのが、この税率の改正の主な点であります。その７割軽減の方が、世帯で言いますと、約４，１００、国保の世帯は４，１００世帯でございますが、そのなかで後期高齢者を除く国保世帯は約３千でございます。その３千のなかで、７割軽減の方が約８６５世帯、５割軽減の方が１６４世帯、２割軽減が３１９世

	三 好 税務課長 議 長 谷森議員 議 長 三 好 税務課長 議 長	帯あります。半数以上が7割軽減かかる方でございまして、その税率アップの直接影響を受けます均等割、平等割の2千円、2千円の4千円に対しての、先ほど言ったように、直接的に7割軽減がかかる方が多いので、1,200円、1,500円、1人世帯でありますと1,200円、2人世帯でありますと1,800円程度の国保税が増えるということになります。 以上でございます。 他に質疑はありませんか。 谷森哲雄君。 支援措置ということで、実質は国保税が上がる、そしてまた、今、担当課長の説明によりますと、まんのう町としては、だいたい60万程度トータルで上がると、こういうことですか。 三好定君。 現行の保険制度で言いますと、4億890万3千円が現行でございまして、改正分の、あくまで予定であります、その医療分、後期分合わせますと、4億955万8千円というのが、概算の予算上の金額でございます。差し引き約60万ほどでございます。医療、後期あわせての話でございます。底辺の方には軽減がかかりますので、実質4千円上がるんであります、千いくらということで、所得の高い方につきましては、多い方につきましては、5千円から上、1万近くとかいう人もおいでますので、そのあたりが調整額ということで改正をした主な理由でございます。 他に質疑はありませんか。 (「なし。」) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。
--	--	---

	議 長 谷森議員	谷森哲雄君。 国保税の改定でございますが、国の法律によっていたしかたないとは思いますが、一般的に国民、あるいは町民の感情として、最近の負担増、いわゆる介護保険から後期高齢者の医療保険とか、それからまた、今回の国保税の改正ということで、特に、国保の被保険者の場合には、農家とか個人事業主の方が非常に多ございまして、そういう方の実質の営業とか暮らしは何ら好転してない、非常に苦しい状況におかれておると。そういうなかで、いろんな面からの負担増、そして特に、年金から天引きされる、こういうことが非常に住民の中には不満もあります。そういうなかで私は、一般的にみて、住民の負担増ということについては賛成できません。
	議 長 藤田議員	藤田昌大君。 大変しにくいんでありますが、賛成討論したいと思います。この議案についてはですね、後期高齢者広域連合のあれに伴う条例改正だと思いますし、そのなかでですね、後期高齢者そのものがですね、非常に複雑な煩雑な部分で、いろいろ移行したなかでですね、専決処分をしなければならないということになったと思うんです。そもそも、専決処分はなるべくしてほしくないんでありますが、その後期高齢者連合そのもののですね、制度上のなかでいろいろ、政府自民党のほうでですね、要望があつて変わってきて、これは軽減しましょうとかそういった部分になってですね、これにきたと思うんです。ですから、後期高齢者連合そのものも、私も委員長でありますので反対できませんので、特別会計は通しましたけれども、そういったなかでですね、国の制度であるということ、そしてやっぱり、この部分については町としてもやむをえないだろうなということですね、仕方ないんでありますけれども、やはり今後のですね、健康保険とか後期高齢者連合とか介護保険、総体を含めたですね、見直しも必要でないかなという気は、私もしております。ただ、今回のこの議案についてはですね、やっぱり国の上位法に基づく部分でありますし、谷森議員の意向もよく分かりますし、私もよく町民から聞いております。しかしながら、そういった国の流れのなかでですね、一番やむをえんだろうということですね、いやいや賛成討論に参加していきたいと思いますので、とりあえず賛成討論としてですね、議事の進行をスムーズにしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
	議 長	これをもって討論を終了いたします。 これより議案第2号 専決処分の承認について、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。 本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。

日程第 5	議 長	よって、本案は原案のとおり承認されました。 日程第 5 議案第 3 号 工事請負契約の締結について 平成 1 9 年度まんのう町音声告知放送システム整備工事の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
	町 長	ただいま上程されました議案第 3 号 平成 1 9 年度まんのう町音声告知放送システム整備工事請負契約の締結につきましては、当該工事の予定価格が 5, 0 0 0 万以上でありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及びまんのう町の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 本工事につきましては、議案書記載のとおり条件付一般競争入札とし、5 社から参加申請がありました。審査の結果全社が参加資格を満たしており、去る 4 月 3 日に入札を行いました。 入札の結果、契約金額 2 億 7, 8 2 5 万円、そのうち消費税額が 1, 3 2 5 万円、契約の相手方は香川県高松市西宝町 1 丁目 8 番 2 4 号、株式会社四電工香川支店、理事支店長、馬場浩一に決定をいたしました。 工事完成期限は平成 2 0 年 1 1 月 3 0 日であります。 よろしくご審議をお願い申し上げます。
	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 本屋敷崇君。
	本 屋 敷 議 員	3 点ほどお聞きさせていただきたいと思います。条件付一般競争入札ということですがけれども、その条件をまず一つ。後ですね、2 億 7, 8 2 5 万円の内ですね、契約における費用の割合、機械が大体どれぐらいであって、工事費が大体どれぐらいの割合で設計されたのか。後、昨年度の工事で V O N U が 6 千百ちよい設置したと思いますけれども、この契約にかかる予定設置件数はいくらかとして設定されているのか、の 3 点をお願いします。
	議 長	企画政策課長、齋部正典君。
	齋部企画 政策課長	本屋敷議員さんのご質問にお答えをいたします。 まず 1 点目の、条件付の一般競争入札とは何かということでございます。これは、県内に事業所を有する本店、また支店を有する事業所ということでございます。また、技術者を専任としておけるというのが条件としております。なお、このなかで、経営点

	齋部企画 政策課長 議 長 小亀議員	数はあくまでもこれは要件といたして、今回はいたしておりません。経営点数の表現はございません。それが条件でございます。後、費用的な面でございますが、全体の金額の設計金額におきましての57%、60%弱でございますが、これが機器類でございます。この機器類といいますのは、まんのう町の本庁舎、また、仲南の支所、琴南の支所、それと仲多度の南部消防組合の消防本部でございますが、こちらのほうに、センター装置、また各装置ですね、サブセンターの装置を設置いたします。それと、今回、対象6,300の音声告知器の機器類を購入いたします。これが、約6割弱の費用となっております。よって、全体工事に占めます工事費用というのが40%程度となっております。予定件数のお話でしたが、VONUは3月31日をもつての清算をしておりますVONUが、光の光電変換装置でございますが、これが6,250で清算をしております。なお、現在、今回の音声告知器につきましては、6,300を予定してございますが、3月末のですね、企画政策課のほうへの届出等の最終的な数字が6,500を超えております。よって、その差は、また改めて変更増が出てまいるものと考えております。その点、よろしくお願い申し上げます。 小亀重喜君。 2番、小亀です。今、本屋敷さんのほうともちょっとかぶっているところがあるんですが、まず、説明がありましたハード、機器購入の中の告知器なんですが、お聞きしたところ、メディアトライ社製とお聞きしておるんですけど、他にもいろいろ音声告知器、メーカーたくさんあるかと思います。メディアトライ社製にされた一番の理由というか、どういうところがよかったので、メディアトライ社製にされたかいうのを、お聞かせください。 それと、もう2点ほどあるのですが、まず、工事实施、これはまた、この後詰めていく部分かと思いますが、告知器設置とテレビ光ファイバーの工事の時期というのがあるかと思うんですが、それに混乱はないのか。住民サイドで考えれば、たぶん、より早く、とにかく1回で済ませたらと、何回も家の中に入ってこられるのは、ちょっと困ったもんだと思いますので、そのあたりの準備というのが、今、想定されているのかいうのがあります。それと、機器設置管理条例というんでしょうか、今のところ、そのあたりの音声告知器を導入するに対しての、住民サイド等さばくための条例というのがないですね。こないだから、3月31日を超えた分についてはどうすんだというのがあるんですが、金額であったり、後は申し込み期限であったり、そのあたりの条例というのを策定しないまま、この後、作業を進めていくことはいかがなものかと思います。その条例策定の予定等はあるのかというのをお聞かせください。 それと最後なんですが、皆さん、説明を聞かれた時に、返す時に言ってますのが、現在のオフトークの代わりになるような音声告知器ですとお伝えしておるんですが、オフトークのままでは進化がないと思います。もう一度、進化点いうのを再確認させてい
--	--	---

齋部企画 政策課長		がですね、今のオフトークでは、3町一緒に放送してございますので、長くなっております。特異性を持たせてですね、各地区ごとに、極力、専門性を持って分かりやすく放送して、住民の皆さんにですね、行政放送、緊急放送、様々な情報等お知らせしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。
議 長		他に質疑はありませんか。 本屋敷崇君。
本 屋 敷 議 員		今、小亀議員さんの質問の中で、ちょっとひっかかった部分で、お聞きしたいんですけど、今のメディアトライ社製の話ですけども、FM告知器であると。ある一定の要件を満たせば、別に会社を限定する必要性がないような気がするんですけど、それは、契約の相手が四電工でありますし、今回、四電工でありますけれども、ある種、今回入ってきた業者がですね、会社の方々が、ある一定の要件を満たす機器を、それがメディアトライ社製と限定されてしまうと、値段を考慮する時に、もっと他の会社と強い取引がある会社ならば、そこは下がらないという話になるんだと思うんですけども、そのあたりはどう考えたのかというところだけお聞かせいただけますか。
議 長 齋部企画 政策課長		企画政策課長、齋部正典君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えをいたします。
		メディアトライにした理由ということでございますが、様々な音声告知を作製しているメーカーさんは日本国中にたくさんございますが、まずは一番が、導入した場合におけるですね、維持管理、まずこれを重点におきました。後、補修関係ですね。それと、今言われましたように、業者選定を町が指定するのではなく、その仕様書の中に含んでおいて、そのなかでさばけないかという話かと思えます。その場合にはですね、まんのう町の進めていく方向性が、そこには反映できない恐れがあるので、VONUの時もそうだったように、機器との整合性といいますか、そういうのも考えております。一番はそういうことで、今回もそうなんです、スイッチ1つにしてもですね、住民の触りやすいスイッチの形状、持ち方、中の電池の考え方とかいうのも、すべて私どものほうからの提案をすべてさせていただいて、プロポーザルをさせていただきました。よって、一番後からですね、問題が出ないように、要は6,300なり、まんのう町内全域につけて、これからもですね、すべてのご家庭にご利用いただく機器類でございますので、補充がちゃんとできるというのが、まず前提ということでございます。よろしくお願い申し上げます。
議 長 黒木議員		黒木保君。 1件、入札で疑問なんで、そのへんを説明いただきたいんですけども、予定価格が3億4,500万ということで、入札の中で3番手に挙がっておりますのが、四国通建で、4億700万という金額が出ております。落札したのが2億6千万ですけども、

黒木議員 議 長 齋部企画 政策課長		1億4千万も1つの工事で違うという、その内容の違いというものを、ちょっとお知らせ願いたいと思います。 企画政策課長、齋部正典君。 黒木議員さんのご質問にお答えをいたします。 この入札金額の差があるということでございますが、これにおきましては、基本的に、6割近くを占めます機器類につきましては指定でございますので、どこのメーカーさんも、といたしますか、今回の入札事業社さんはですね、基本的に同じ金額をご理解されてると考えてます。要は、工事費のところ、その差額が生まれております。要は、工事費の差額が生まれる要素は何かということになります。6, 300の世帯に音声告知を付けにいくわけですが、その時の1戸まえの設定が、たとえば線が25mとか、そういう1戸まえの家ですね、設定費用というのがございます。それは、あくまでも、歩掛表というのはございません。あくまでも、その会社なりですね、基本的な考え方で、1戸の家につける単価を、おたくはいくらでできますかという考え方でいっております。私どものほうがつかんでおります、設計をしております数字というのは、過去の近隣であれば、徳島にいくらか同じような音声告知を引っ張っているような町がございます。そういうところのデータをいただき、会計検査の時の対応にも耐えられるだけの資料を揃えさせていただいて、設計をさせていただきました。よって、4億があったりとか、2億いくらがあったりとかいうこともございますが、あくまでも、これはその会社の積算の違いということでございますので、よろしくお願い申し上げます。
議 長 加地議員		加地禎君。 いろいろ課長がご答弁していただくのは分かるんですけども、ただこれ、我々は素人ですけども、素人考えでものを言うんですけども、要するに、設計自体が、課長、我々も皆知らんと思うんやろけど、設計会社自体が電力の会社や。四国電力の工事するのは、当然四国電力が、四国電工がする。それから、四国通建やそんなんは、設計事務所が違うん、立てりが。今、うちの本屋敷議員なり、小亀議員が質問したように、設計会社が電力の子会社やから、当然、その機器は設計をパターンに、機器を入れ込んでしまうから、当然太刀打ちができんの、他の業者はな。それは齋部君、知つとるやろと思うんやけど、それを我々議員は知らんから、はいはい言うてうのみしよりますけれども、当然、設計会社で、最初はそれぞれの持ち味の設計の段階で競合さす、やったらこなにはならんと思うんやけど、どちらにいたしましても、設計業者の選定から始まるとるから、こういうとこにパターンがいくというのは、当然のことだろうと思うんですけど。今後、こういうことについては、ひとつ、行政につきましても、十分配慮して、監視していただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いします。
議 長		他に質疑はありませんか。 (「なし。」)

	議 長	質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第３号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いを。 これにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、議案第３号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第３号 工事請負契約の締結について 平成１９年度まんのう町音声告知放送システム整備工事の件を採決いたします。 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。 会議を閉じます。 これにて、平成２０年第２回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。 閉会 １０時１５分
--	-----	--

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。 平成20年4月9日 まんのう町議会議長 まんのう町議会議員 まんのう町議会議員
--	--	---

